

セクシュアル・ハラスメントを含む性暴力等の防止について（声明）

令和7年4月1日

日本赤十字看護大学

セクシュアル・ハラスメントを含む性暴力等は、被害者の尊厳を著しく踏みにじる行為であり、被害者の生涯に渡って回復し難い心理的外傷や心身に対する重大な影響を与えます。

昨今、性犯罪・性暴力への厳正な対処や被害防止の徹底に対する社会的要請が一層強まっている動向を踏まえ、文部科学省は、令和5年9月29日付け「セクシュアル・ハラスメントを含む性暴力等の防止に向けた取組の更なる推進について（通知）」等を発出し、各大学に対し、学内規則の見直しや行為者への厳正な対処等のセクシュアル・ハラスメントを含む性暴力等の防止に一層積極的に取り組むこと等を要請しています。

本学では、改めて、セクシュアル・ハラスメントを含む性暴力等の防止に積極的に取り組み、セクシュアル・ハラスメントを含む性暴力等を見逃さず、許さないという姿勢を示し、以下のような取り組みを進めて参ります。

1. 教職員又は学生がセクシュアル・ハラスメントを含む性暴力等の行為を行った場合は、厳正に処分する。
2. 教員・職員の採用時にセクシュアル・ハラスメントを含む性暴力等を原因とする懲戒処分歴等の確認等を行う。
3. セクシュアル・ハラスメントを含む性暴力等の行為者に対する懲戒処分について、本学の規程に基づき適切に公表する。
4. 適宜、警察や医療機関、支援センター等の外部関係機関等との連携を図る。
5. 相談体制の充実を図る。